

## 創エネ設備等の実績報告時に必要な書類（第9条関係）

※○：必須書類、△：該当がある場合に提出する書類

番号	提出書類		○・△
1	福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等事業実績報告書	様式第13号	○
2	福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等事業実績書	様式第14号	○
3	工事請負契約書の写し		○
4	領収書の写し ※支払いを行った者、支払いを受けた者、取引年月日、取引金額、取引内容（「太陽光システム工事」などのただし書きや、これに準ずる記載）がわかるもの		○
5	領収金額の経費内訳がわかる書類 ※領収書に、補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合に必要 ※経費内訳が、交付申請時の見積書と同一の場合に限り、その旨を記した見積書を改めて添付しても可		△
6	所有権留保されていないことがわかる書類 ※クレジット契約やローン契約等により支払いを行った場合に必要 ※原則として、「契約申込書」と「約款」が必要		△
7	メーカー保証書の写し ※次の機器について提出すること ①太陽電池モジュール ②パワーコンディショナー ③蓄電池 ※蓄電池はメーカー保証が10年以上であること		○
8	補助対象設備の設置前の状況を記録したカラー写真 ※次の設置予定場所が確認できるように撮影すること ①太陽電池モジュール ②パワーコンディショナー ③蓄電池（蓄電池を設置する場合のみ） ④RPR（RPRを設置する場合のみ） ※設置後と同方向から撮影すること		○
9	補助対象設備の設置後の状況を記録したカラー写真 ※次の設置後の状況が確認できるように撮影すること ①太陽電池モジュール ②パワーコンディショナー ③蓄電池（蓄電池を設置する場合のみ） ④RPR（RPRを設置する場合のみ） ※設置前と同方向から撮影すること ※太陽電池モジュールについては、可能な限り設置枚数が判別できるように撮影すること ※20kW以上の太陽光発電設備の場合は、柵塀等や標識の設置が確認できること（屋根や屋上等に設置するものは除く）		○
10	補助対象設備の設置場所の全景写真（設置後） ※設置場所全景について撮影すること（土地に設置する場合は土地の全体、建物に設置する場合は建物の外観） ※交付申請時と同方向から撮影すること		○
11	補助対象設備に貼付された銘板を記録したカラー写真 ※次の銘板を撮影すること		○

	<p>①太陽電池モジュール  ②パワーコンディショナー  ③蓄電池（蓄電池を設置する場合のみ）  ④R P R（R P Rを設置する場合のみ）  ※太陽電池モジュールについては、設置枚数分の出力対比表（バーコードを貼付したもの）等でも可</p>		
1 2	<p>補助対象設備の機器配置図  ※いわゆる割付図など、太陽電池モジュールの枚数及び設置場所（屋根形状など）が把握できるもの  ※加えて、次の機器の設置位置が把握できるよう記載すること  ①パワーコンディショナー  ②蓄電池（蓄電池を設置する場合のみ）  ※既存の設備がある場合は補助対象と補助対象外の各設備の判別ができるよう赤色などで表示すること</p>		△
1 3	<p>売電契約書の写し  ※余剰電力を売電する場合  ※F I T及びF I Pによらず、相対契約であることを確認できるもの  ※例：「電力受給契約のお知らせ」など</p> <p>送配電事業者の承諾書類等、系統連系に係る状況がわかる書類  ※余剰電力を売電せず、系統連系のみとする場合  ※例：「系統連系およびアンシラリーサービス契約承諾書」及び「系統連系技術要件適合検討書」など</p>		△
1 4	<p>P P Aの契約書及び料金計算書等の写し  ※P P A契約の場合のみ  ※サービス料金から交付金額相当分が控除されていることが明示されていること  ※法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できること</p> <p>リースの契約書及びリース計算書等の写し  ※リース契約の場合のみ  ※サービス料金から交付金額相当分が控除されていることが明示されていること  ※法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できること</p>		△
1 5	<p>請求書の写し  ※P P A契約又はリース契約の場合のみ</p>		△
1 6	<p>その他交付申請時又は変更承認申請時の提出書類のうち変更のあった書類  ※交付申請時又は変更承認申請時と変更がある場合のみ  ※補助対象設備を新築の建物に設置するため、交付申請時に代替書類を提出している場合、設置する建物及び自家消費する建物の「登記事項証明書」の写しが必要</p>		△
1 7	<p>太陽光発電設備補助要件 g（b）を満たす方法が確認できる書類  ※要綱別表 1 に掲げる太陽光発電設備の補助要件において、g（b）による場合のみ  ※補助要件 g（b）は、P P Aなどを活用して、太陽光発電設備の設置場所（敷地内）での自家消費率 30%以上と同時に、同一都道府県内での消費率 50%以上を達成しようとするものであるため、同一都道府県内で消費することがわかる契約書等を提出すること</p>		△
1 8	<p>支払相手方登録依頼書  ※交付申請時又は変更承認申請時と変更がある場合のみ</p>		△

	※例：新築物件に移転して住所が変更になった場合などに必要		
19	その他市長が必要と認める書類 ※審査の結果、追加で書類提出が必要となる場合がある		△